

2020.11.26 No.391

おきがくろうニュース
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で！

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239
沖縄学校事務労働組合

連絡先

e-mail:

okigakurou2017@gmail.com
HP:okigakurou.web.fc2.com

仕事や生活に役立つ図書館！

** そもそも「図書館」とは？ **

「読書の秋」到来！事務職員のみなさんはいかがおすごしでしょうか。「灯火（とうか）親しむべし」（意味：涼しい秋の夜長、明かりの下での読書は最高！）や「読書三余（さんよ）」（意味：読書に最適なのは、一年のうちでは「冬」、一日のうちでは「夜」、時としては「雨）」という言葉もあるとおり、秋から冬にかけては古くから本を読むのによい季節とされています。本を手にする場所としては、代表的に「図書館」と「書店」が挙げられますよね。今回の記事では、前者の「図書館」にまつわることで、知って得する利用方法を、楽しくご紹介してみたいと思います。

さて、みなさんは「図書館」という場所へ最近行ったのはいつでしょうか。「ただし、勤務する学校の図書室を除く」という条件をつけると、はるか学生時代（！）にまでさかのぼる方もいらっしゃるでしょうか。図書館から足が遠のく理由はさまざまで、「忙しくて行くヒマがない」や「そもそも読書に興味がない」といったミもフタもないものから、図書館にまつわるある種の“誤解”まで、いろいろと影響しているようです。

その“誤解”とは「図書館は、読書や調査などの“真面目な理由”がなければ、行ってはいけない場所」というものです。しかし、その図書館の「定義」に関して、図書館法2条1項には、「レクリエーション等に資することを目的とする施設」と明確にうたわれています。図書館は“真面目な理由”を必要とするどころか、そもそもが「お気軽に楽しむ場所」なのです。

また、図書館の利点は、何と言っても「全てのサービスが無料」であることです（ただし、複写サービスなどを除く）。当然のことのようですが、こちらも図書館法17条に「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収し

てはならない。」とされていることが根拠となります。近年では2018年12月に東京都港区六本木にオープンした、なんと「入場料」（平日：1,500円、土日祝：1,800円、どちらも税抜価格）を取ることで話題となった書店「文喫」（ぶんきつ）も出てきました。利用が原則無料である図書館は、私たち庶民の強い味方であるというわけですね。

そして最近では、日本で今年公開された米映画「パブリック 図書館の奇跡」（エミリオ・エステベス監督、2018年米公開）でも描かれたとおり、人々の「セーフティネット」としての側面も期待されています。

「大寒波の夜、行き場を失ったホームレスが、図書館に立てこもって起きたドタバタ劇」という筋立てのストーリーで、映画を楽しみながら私たちの知らない「図書館の多様性」に触れることができます。まずは、そんな身近なようで、実はあまり知られていない図書館のお得な利用法からご紹介していきましょう。

** 公共図書館の知って得する3大利用法 **

(1) みーぐるぐるサーチ（沖縄県図書館横断検索）

「みーぐるぐるサーチ」とは、沖縄県立図書館HP内で提供されている「蔵書検索サービス」のことです。沖縄県立図書館はもちろんのこと、県内の市町村立図書館・国公立大学や沖縄高専の附属図書館、そしてなんと国立国会図書館までカバーしています。タイトルや著者名などの条件を入力して検索すると、それら図書館のどこに蔵書があるかを瞬時に検索できます。お住まいにある図書館だけにチェックを入れて、単独・絞り込み検索をすることもできるので、とても便利なサービスです。

尚、次にご紹介する「相互貸借・購入リクエスト」や「レファレンス（調査相談）」を申請するときの、下調べや事前準備などで利用すると、更に効果的ですよ。

(2) 相互貸借・購入リクエスト

「相互貸借」とは、お住まいにある地元の図書館を通じて、県内の他の図書館が所蔵している本や資料などを、借りることができるサービスです。みなさんは地元の図書館に読みたい本がなければ、すぐにあきらめて書店やネットで購入していませんか。その購入を地元の図書館にお願いすることを「購入リクエスト」と言います。この「相互貸借」と「購入リクエスト」は、予算が潤沢にある大きな図書館に限られたものだとよく誤解されるようですが、実は法律に根拠をおく普遍的なサービスなのです。

図書館法3条1項には、「図書館は図書館奉仕のため、(中略)一般公衆の希望に沿い、(中略)次に掲げる事項の実施に努めなければならない。」とあります。この「次に掲げる事項」の中に、「相互貸借」と「購入リクエスト」に関係する条文が挙げられているわけです。

「相互貸借」については、同法同項4号に「他の図書館(中略)と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。」とあります。

「購入リクエスト」については、同法同項1号に「(前略)図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(中略)を収集し、一般公衆の利用に供すること。」とあります。

一般公衆(「私たち」のことですね)の「この本が読みたい!」という希望に沿うために、図書館が努力しなければいけない事項として、「各図書館の間で本の融通をし合うこと(相互貸借)や「所蔵する本を選ぶ際に利用者の意見を聴くこと(購入リクエスト)が、法律として具体的に挙げられているわけです。この2つのサービス利用のために、図書館には所定の用紙が準備されていますし、公式HP上で申請できる場所もあります。

(3) レファレンス(調査相談)

「レファレンス」とは、図書館利用において、探したい本が見つからないときや、そもそもどの本から調べたらよいか分からない場合に、図書館職員の中でも主に司書の方に相談することを指します。また、調査したいことについて、図書館の所蔵資料やインターネット上の情報などの提供を含めた、調査・研究のサポートを依頼することでもあります。

ご存じのとおり、司書資格は文部科学省が所管する歴とした国家資格です。資格取得のためには、司書講習の修了や大学などで所定の科目を履修することが必要です。その「図書館のプロ」とも言うべき司書の方が、私たちの調査相談に無償でのってくれるわけですから、とても心強いですね。

この「レファレンス」も法律に根拠のあるサービスです。「図書館奉仕」の具体的な事項を定めた図書館法3条1項3号には、「図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。」とあります。図書館はすでに書名や著者を知っている本を、ただ借り受けるだけの場所ではありません。仕事や生活上の困りごとを、図書館にある未知の本や資料で解決するために利用することができる、もっと広々とした「知の公共空間」なのです。その未知の知識や情報にアクセスするための“アリアドネの糸(難問解決への導きの手)”が「レファレンス」というわけです。利用しないと「MOTTAINAI!」(byワンガリ・マータイさん:2004年ノーベル平和賞受賞者)ですよ。

ちなみに、図書館の中にはレファレンスの専用カウンターを設置して対応してくれるところもあります。その中のひとつである沖縄県立図書館のHPには、「内容によってはお受けできないもの」の質問例として、「学生の学習課程の答案(宿題のお手伝い?)」や「人生相談、身上相談」(!)などが挙げられています(笑)。

*** 不急かもだけど不要ではない読書! ***

多くの奇人変人伝説を残した数学者の森毅(京大名誉教授)は、かつて「教養とは人生のおしゃれである」との考え方から、「快食快便読書術」を提唱しました。読書にまつわる真面目な思い込みを軽やかに覆し、生活に密着した気楽な側面を、私たちに教えてくれるようですね。日々の生活を豊かにする文化・芸術を、ともに大いに楽しみましょう!

*** ボーナスカンパをお願いします! ***

本組合の情宣紙「JimJim」の発行を今後も続けるために、みなさんのご協力が必要です。応援のためのカンパをどうぞお願いします!「カンパ送付先」は表紙の見出しにあります♪ <(_)_> (ペコリ)